【資料２-２】

労働安全衛生法に基づく
歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第３項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者 （安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務についた後６ヶ月以内ごとに１回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取組むこと

1. 健康診断結果の記録
健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取
健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置
上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告
常時50人以上の労働者を使用する事業者は、遅滞なく、安衛則様式第６号（定期健康診断結果報告）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署
所在案内： https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 （2020.12）